

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

資料 研究会二年間の総括とこれからの課題 2

三多摩労働運動研究会研究資料「たたかいの条件No.2」

「行革」への危機感を反映 8

— 総評拡大評議員会と総評運動 —

◇資料と解説◇

連合体移行に「組織機構検討委員会」を設置 11

資料 全民労協第三回総会活動方針 12

「解放の神学」と中南米 14

語 録 16

岩下武夫著(社会通信社刊)

「ソ連脅威論」の虚構

好評発売中 / B6版 二百頁 定価千円(送料二百円)

旬刊 社会通信

NO. 246

一九八四年二月一日

一九八四年二月一日
(毎月一日・二日・三日三回発行)

資料
研究会二年間の総括とこれからの課題

三多摩労働運動研究会研究資料「たたかいの条件No.2」

三多摩労働運動研究会はこの七月でちょうど二年、二四回の研究会を経ました。三年目に入るに当たってこれまでの研究活動をふり返って討論しました(出席者八名)。この文章はその時の報告・討論を踏まえて整理したものです。

一、時間をかけた報告―討論と一人ひとりの総括

研究会は毎回の報告者に一時間程度の持ち時間を与えて、報告者が一番問題にしたいことを他の職場の人たちにもわかるように報告してもらおうということで行ってきました。もちろん一時間より長い報告も短かい報告もありましたが、とにかくまとまった話をするということはなかなか大変なことです。いろいろなことを思い起こし、それぞれ自分なりに整理してみなければなりません。さらに報告に対して様々な質問が出ますからわかるように説明しなければなりません。国労なら国労の他の職場から出てくる質問もあれば、他単産や専従の人からの質問もあって、それぞれ運動の基盤を異にする同志たちからの質問に答えて説明することもなかなかむずかしいことでした。

私たちはそういう研究会を続けてきたのですが、まず第一にこれらの大変さというかむずかしさというか、そういうものはかえって一人ひとりの総括を促し、助けてきたということが言えると思います。総括が重要だと言いつつ、私たちは次々にかかってくるたたかいの課題、日常の活動に追われて、どうするか、何をするかということばかり考えがちです。一人ひとりの総括を助ける研究会の役目を大切にしたいと思えます。

この点で研究会の報告をふり返ってみると大きくふたつの方向が確認できると思えます。ひとつは長期的にさかのぼっての総括、もうひとつは職場の諸条件についての具体的な点検です。毎回一人の報告を受けて二時間余りを費やしてきた研究会は、まだ不十分ではありますがこのふたつを可能にしたいと思えます。

「自分が職場に入った頃は……」という話から始まっている報告がたくさんありました。それらの話から職場に組合運動のなかった頃の無権利状態(同時に仲間の無自覚)と組合運動が職場を作ってきた様子が浮き彫りになっています。昔のことを知らない若い人たちもいるし、古い人たちでも今の職場の状態があたりまえだと思いがちですから、それが過去の組合運動の歴史によって勝ち取ってきたものであることを自覚することは大切だと思えます。勝ちとってきたことに無自覚な仲間が奪われることにも「しょうがない」となります。

職場のたたかいの具体的な報告の中では、仕事の様子、管理の実態、仲間の意識など、具体的な職場の諸条件が報告されていたし、その点をめぐる質問も数多く出されました。それはどうたたかったのか(戦術)、たたかってどうなったのか(成果)ということだけでなく、「なぜたたかったのか」「なぜたたかえたのか」ということに研究会メンバーの関心が向けられているからだと思えます。ある要求がなぜ出てきたのか、職場の様々な不満の中でその要求がどういう重みを持っているのか、また敵の支配、攻撃のどこに反撃の条件があるのか、そして私たちは常に弱さ、不十分さを持ちながらたたかってきたがそれ

はどういう点にあるのか。等々、これらのことを考えて学び合うためには具体的な職場の諸条件の報告は不可欠になります。私たちの報告、討論の中でもこの点はまだまだ不十分で、今後の研究会でさらに改善していきたいと思えます。

2 報告・討論に含まれていた論点について

これまでの研究会の討議集会の中で出されていたことからいくつか整理してみたいと思えます。

① たたかひの戦術的な面と戦略的な面

議論に含まれていた様々な課題を順にあげていく前に、どの報告、討論の中にも見られる職場のたたかひの二重のとりあげ方について確認しておく必要があると思えます。それは「たたかひ」は一面では常に具体的な行動、主張の表現、戦術といった具体的な事実として報告されている（敵の攻撃についても同様）と同時に、それらの事実を通して貫かれているいわば「絶対的な対立の傾向」ともいえるべきものとしてとらえて議論されているという事です。前者の具体的な事実の上では職場によって全く事情が違っている場合でも、後者の「絶対的な対立の傾向」という点では何の変わりもないことであつたと思えます。

例えば一年目の全通調布Sさんの報告（『たたかひの条件 No.1』所収）の中で郵便課の組合員一人ひとりが服務表改悪になぜ反対なのか、日刊紙『いしずえ』に書いたということが報告されました。これはたたかひ全体の中で非常に重要な意味を持っていたと思います。一人ひとりが服務改悪が認めたいということなのだということをはっきりさせるを得なかつた。そこにはもちろん『いしずえ』という日刊紙に載せたという具体的な表現の仕方という面がありますし、戦術的な意味あいもありますが、同時にそれが明らかになったということ、つまり服務表の変更にどういふ態度をとるのか賛成なのか反対なのかという問題があります。服務表改悪に反対だという立場を固めることは、それをどう表明し、どういふ戦術でたたかうかということとは区別される問題（実際には切り離せないが）、そもそも当局と対決するしかないのか、敵対するのしかないのかという問題です。あらゆる具体的なことを通しての問題、すなわち「絶対的な対立の傾向」とでも言うべきものが貫いていたということは、どの職場のどの報告にも共通でした。職場により報告者により異なってくる具体的な戦術的な事柄を通して実現していることの「絶対的な対立の傾向」が私たちにとって最も戦術的な問題なのだと思います。だからこそ同じような事柄について職場によって全く違った、時には逆の態度をとっているようなことさえあり、それでいてほかの職場の報告から学びあうことができるということになっていふのです。

私たちの研究会のように違った職場から集まって報告し合い学び合おうという研究会では、この戦術的な面と戦略的な面という問題はより強く意識せざるを得ないのだと思えますが、まだ十分に整理し切れない問題だと思えます。今後とも問題意識をもって研究会を続けたいと思えます。

② 敵の不当さと怒り

仲間の怒りはたたかひの最も基本的な条件ですが、研究会の中では「敵の不当さ」が仲間の怒りをかきたてたという報告が数多く出されました。これもどの回の議論の中にも含まれていたことですが、例えば、一年目の国労厚木駅Wさんの報告はボールペンをはじめ

仕事で使うものをきちんと用意しないのはおかしいという要求からはじまって、うそを言っていて言い逃れようとする当局の姿勢の暴露、「間違えると仕末書、金にからめば首にかかってくる」窓口作業で特別割引切符など企画商品で事務連絡の紙切れ一枚で説明なしで売られるようになってきている問題等々、一貫して当局の不当さを突いた職場闘争の展開を報告していました。今回のパンフの最初に出てくる国労国分寺駅の処分攻撃をめぐるたたかいでも、劣悪な職場環境の中での勤務時間外就寝前の一杯の酒に停職八ヶ月という極端な処分、はじめからねらいうちで処分攻撃をかけてきた向うの山口、そして日々職場でいかに不当な扱いを受けて働かされているかということに仲間の目が向くにつれて、処分後のとまどいや混乱から立ち直り、いろいろな不充分さやジグザグの中からも次第に反撃の態勢が作られていく様子が報告されていました。そして自治労青梅市職のNさんは困難な情勢の中で賃金確定闘争をたたかい抜いた総括の中で、「それぞれの職場の組合員と話をしてみると、怒りということではやはり約束を破られたということが一番大きかったんですね」と、たたかいの波のたびに交わってきた約束を当局が繰り返し踏みにじってきたことが、生活不安を背景にした大衆的な怒りを押し上げていった点を指摘しています。

この敵の不当さと怒りという問題は生活と労働の実態を点検し討論を深めていく上で重要な視点だと考えられるし、今後の研究会でも充分に意識していきたい点です。最後に、国分寺駅Sさんの二回目の執告を受けた討論の中で、酒を飲んだこと自体は良いのか悪いのか、どう考えたらいいのかというようになり取りの後の、Fさんが次のように言ったことを充分吟味し考えたいと思います。「不当だねらいうちだっっちゃうことで攻防があるってこと、やり口のこと……。この『不当だ』っていうことについてはSさんの話を聞いてみると常にこの相手ははっきりしている言い方なんだよね。……今度の『酒』っちゃう問題を前面に出している中では、とこでその相手がじゃあはっきりしてんのかなあっていうところで、ずいぶん俺らそこまごついていると思うんだよね。……」

③ 物とり主義とのたたかい

物とり主義とたたかうということが何度かの例会の中で意識的に議論されました。とりわけこの点で強烈な問題意識を持って報告されたのは一年目に行われた国労三鷹保線区Oさんの報告でした（『たたかいの条件No.1』参照）。物とり主義とたたかうということは、言いかえれば、労働者、労働運動を物とり主義にとじ込め、また物とり主義に絶えず引き戻す敵の攻撃があるということです。これをOさんは「敵が労働運動に介入してくる」と言いました。例えば、運転監査の当日、終業点呼を四時五五分に下げて風呂はその後で入ってくれ、そうすれば半日休みを出します。「区長にも他支区にもないしよです」。また「考えてみると、七〇年以來われわれは様々な要求を掲げてたたかってきたし、いろんなことを勝ち取ってきたが、そこにはいつも最後に言葉がついていた。『他支区にはないしよですよ』とか『ここだけです』とかいう言葉がついていた。そうやって当局は組合運動に介入していたのだ」とOさんは言ったのです。

この点をめぐるOさんの発言にさらに注目してみたいと思います。半日休暇の話をOさんは他支区へバラしました。「今までは広げなかったから物取りで終っていた。なぜここでバラしたか。黙っていてもいつかどうせとられると思ったからだ。今日一日良い目を見るか一生良い目を見るかの問題だ。一生の問題を考えた方が良い。むこうは取ろうと思っ

たらいつでも取れるんだ。とられないようにするためにはどうしたら良いか。それには、『なんでこの時間（既得権など）があるのか』、みんなが考えなければならぬ。そうすれば『権利って何ぞや』『慣行って何ぞや』ということも出て来る。またくれるものももらって『うまくやろう』という気持ちに対して次のように述べています。「『うまくやろう』というのは、こちらの主張を通すというより、当局と話す中で何かをとろう……っていう。例えば夏季緩和の休暇四日とられた中で、よこせよこさないのケンカをしていくんではなくて、話し合っても何かもらおうという形。そんなことでもそれは一日限りで終る。ただ休みが欲しいか欲しくないかのケンカで終ってしまう。なぜ休みが必要なのか、『休み』とは何なのか、そのケンカができない。」

物を取るたたかいを全力でたたかい、同時に物とり主義とたたかおうとする私たちにとってはたいへん重要なOさんの発言であろうと思います。「ないしょですよ」と物を出してやる管理者、そこにはたとえたたたかいの成果があってもそれを「対立」という毒をうすめる解毒剤に仕立てようとする攻撃が隠されていることだし、そうやって労働者がさらに大きな物（ついには「世界」）を要求する力を身につけさせないようにする攻撃があります。さらにOさんは「うまくやって」物をとろうということでは「ただ欲しいか欲しくないかのケンカで終ってしまう」と言っています。「ただ欲しいか欲しくないか」を越えたケンカ、「なぜ休みが必要なのか、休みとは何なのか」というところのケンカが大事だと提起しているのです。「『なんでこの時間（既得権など）があるのか』、みんなが考えなければならぬ」ギリギリのところ、労働者は結局、物をとるのか、たたかえる、モノが言えるということをとるのか（つまり、「今日一日良い目をみるのか一生良い目を見るか」）迫られているのではないのでしょうか。

今回のパンフの全通国分寺Iさんの報告をめぐってもこの問題についていくつかの条件が議論されています。今後さらに議論を重ねていきたいと思えます。

④ たたかいを支える「仲間」——労働者の民主主義・学習

私たちは昔から「仲間づくり」を一貫して追求してきましたが、この研究会のどの報告の中にもその豊富な教訓が含まれており、繰り返し討論されました。仲間づくりとは組織づくりということです。

「仲間」の基礎はやはり同じ相手と対立しているということであつたと思います。あたりまえのことかも知れませんが、この点から考えると、先の三鷹保線区Oさんの報告に出てきて議論になった、「年配者」をどう見るのかというようなことも大切だと思えます。彼らはどのような形で不満、不安を持ち当局と対立しているのか。問題はやはり一年目の自治労国分寺市職Kさんの報告のなかでもはっきり提起されました。「米飯導入の問題に対して学習を提起したら年配者から総スカンを食った。『なまじきだ』っていうんです」「結局、若い者は楽をしたいから、御飯を炊きたくないから反対しているんだっていう風に感じてたらしいんです」。そこでKさんは「それは御飯の炊き方をおぼえて、それがいやで反対しているんじゃないっていうことをわかってもらわなきゃしょうがないと思って、月二回副食として米が入っているので、年が明けてからおぼえたんです。結局、鉄釜で炊く勘をなんとなくつかんじやったんです」。それをやっから「いろいろ大変なんじゃないかしら」と話していくと、はじめて話がわかってきました。年配の人たちがどう考え、どう不安を感

じていたのか。そして、「このままでは御飯はやれない」と変わっていったのです。

また、この仲間、組織をつくるということを組合民主主義の問題としても議論しました。今回のパンフの二三ページにFさんの発言で次のようにあります。「指導部（その中には俺らも含むんだけど）は『信頼関係』って言う。言うけどそれが指導部だけの言葉で終わっているんじゃないか。問題は討論が常に断ち切れちゃうって言うところじゃないか……。『組織を守るためにはそんな言いたいことを言わせちゃいけない』という指導部の心配、『そんなひとつひとつ細かくとりあげていたら全体がまとまらない』っていうような、常に組織を守るっていう出発点にあった。しかし、『組織を守る』土台を職場の実態から考えて、どう考えるのか。……『いやそんなことしたら昇給が遅らせられカットされてたいへんなことだから、おまえとんでもないこと言うな』とかね。そういうやりとりはそれで良いんだけど、そこで討論が断ち切れちゃうっている。『だから少しおとなしくしているべきだ』っていうところだね。また、今回のパンフの中で全通国分寺Iさんは、ファッショ的な職制支配のもとで何とかしようというところでワッペンをつける件についてだけで二〇日間ぐらいい話し合ったことを報告しています。一人が集中攻撃されないようにみんなが同じにしようという話になった。そういう徹底的な話し合いが全通国分寺の作風になって定着してきたのです。これらの報告討論を考えてみると、形式的なものにとどまらない労働者の民主主義はたたかいをめざす中でだけ生まれてくるものだということが、とりわけ請負いや物とり主義を克服しようとする指導部の姿勢やねばり強い努力に負うところが大きいものであることがわかると思います。出来合いの結論やおさまりの文句で満足している指導部とそういう運動のもとには真の組合民主主義は成長しないし、仲間、組織の発展もないと言って良いのではないのでしょうか。そういう意味では仲間づくり、真の組合民主主義を築くことはたたかひや仲間と学ぶということ、したがってまた学習するということをも条件に実現していくのだと言えらると思います。この二年間を通して学習会を軸にした仲間づくり組織づくりの報告が数多くありましたが、やはり大事な点であろうと思います。

問われている労働観——賃労働ということ

職場の運動はいろいろな形で労働、仕事のあり方とかかわってきます。したがって、私たちの立場からの労働観、仕事に対する態度や考え方というものも実際には問題になっているのですが、この点はこれまで必ずしも充分意識的に論議されてきてはいないと思います。この研究会でも議論は不充分なのですがいくつかの形で問題になってきており、今後の研究課題として提起しておきたいと思えます。

まず、今回のパンフの自治労日野市職Kさんの回で触れられ、国労三鷹保線区Fさんの報告で真正面からとりあげられた「研修問題」があります。つまり、労働の教育訓練という問題です。仕事を知らない、わからないということは労働者にとっては大きな不安であり、弱みでもあります。「仕事ができないから文句が言えない」ということはどこにもあるようです。かつて三池の塚元さんが指摘された新採労働者への「不当なひげめの強要」ということも含めて、この「仕事をおぼえなければならぬ」ということが職場の支配の基礎にあるのではないのでしょうか。

こうした労働者の弱みを利用しながら、マル生教育をはじめとした思想教育が巧妙に行

われてきたし、今も大規模に行われています。それに対して労働者の側は、自治労、国労の報告例に見るように充分組織的な対応がされているとは言えない現状です。特に私たちの研究会での議論が問題提起している点は、「仕事をおぼえるための教育は労働者の権利だ」という視点です。職場での労働者の「地位」を高めること、作業の安全、また職場の民主化という角度からもこの仕事に関する教育訓練の問題は、職場のたたかいと結びついて労働組合が積極的に組織的に要求し、たたかう重要な課題ではないでしょうか。そのことなしには、参加するか拒否するかというだけの対応では、「研修」さらには小集団管理を通してかけられてくるマル生攻撃、差別・分断攻撃とたたかききれないのではないのでしょうか。

次に日常の職場のたたかいに関しても、例えば国分寺市職のKさんが年配の仲間たちを組織するに当たって米飯の釜炊きをおぼえなければならなかったというこの時の労働の意味は、私たちの仲間づくりの基礎にあるものとして非常に重要なことだったと思います。

他方、国分寺職のSさんの報告にあった「管理職がどこへいったかわからないということでは台風時の緊急発動も認められない」というたたかいは、管理者が責任を持たないところに私たちの労働はないという基本的問題を鋭く提起していました。

また、昨年のパンフの三五ページに出てくるWさんの発言にあるように、窓口で切符を売るという仕事にもその背景には何冊もの規定があり協約もある。そういうことを知らないで本当に仕事ができると言えるのかどうかという提起も、日常のたたかいは観点から極めて重要だと思います。なぜなら私たちの労働は賃労働であり、一定の約束やルールを条件にして働いている労働だからです。単に仕事ができれば良いとか、職制から言われたことをやるとかという仕事の仕方では、権利意識を持った労働者とは言えないからです。「人間らしく働く」という私たちの要求とたたかいは、こういった具体的な賃労働の条件とからみ合っけて起きていることに今後の研究会もさらに注目していきたいと思えます。

特にこの一年程の間『社会主義』誌上を中心に、鎌倉孝夫氏からの「使用価値視点」に立った労働運動の提起をきっかけに、「労働観と労働運動」をめぐる新たな議論が起っています。私たちにあって「労働観が問われている」と言ったら、それは労働そのものを資本とのたたかいはとして位置づけるということだし、資本とのたたかいはが労働の仕方、日々の作業の中にあるということだと思います。ですから敵とのたたかいは、資本との具体的な対立こそが私たちの労働観、仕事観を支える最も根本的な柱だと思います。この点を忘れるず学習、討論を深めたいと思います。

最後に、二年間の総括の討論の中で、こうした研究会と社青同の委員会や班などの基本組織の活動との密接な結びつきが重要であることも反省として出されたことを報告させていただきます。

（三多摩労働運動研究会研究資料『たたかいはの条件No.2』より転載）

《お申込み》

東京都立川市曙町二の十五の二〇

三労会館内 社青同三多摩地区協議会気付 市川正人

電話 〇四二五（二四）三三三四

単価 七〇〇円（B5版一一三ページ）一〇部以上は送料当方負担

「行革」への危機感を反映

— 総評拡大評議員会と総評運動 —

幻想と化した労戦対策案

総評拡大評議員会（九月二七日）は注目すべき会議だった。大会は残念ながら、総評が「自壊の道」を歩みつづけていることを、強く印象づけた（本誌第二四〇号）。だが、「攻め」の姿勢も含んでいた。第一、「六百万総評」の構想、第二、「反国民『行革』攻撃を阻止する共闘会議の結成に関する決議」がそれだ。この二つが、議案でどう具体化され、論議が深められるかが、注目されたことだ。

総評が注目されたもう一つの理由があった。総評が全民労協の「構想」に独自の見解を発表すると伝えられたことだ。全民労協は一月一四日、第三回総会を開く。そこでは(1)基本構想、(2)連合体組織への移行、(3)国際自由労連加盟、(4)シンクタンク構想、(5)地方組織、(6)加盟方式が論議される予定だ。

当初伝えられた総評の見解は次のとおりだった。

(1)基本構想 「五項目補強見解」(1)国民春闘路線の継承・発展、(2)反自民・全野党の共同闘争、(3)選別排除、(4)中小労組・未組織労働者への援助、(5)企業主義の克服)については全民労協で「合意が得られるもの」と「合意が得られないもの」に分類。後者については、(1)全民労協の活動のなかに生かすよう引き続き努力する、(2)連合体組織へ移行する時は、基本構想に代わる基本方針が作成されると思われるが、その際に取り入れるよう求める。

(2)連合会移行 「連合会がいかなる性格のものであるかも不明確なので、にわかに賛否をいうのは困難」。連合会が労働四団体と同列あるいはそれに代わるナショナルセンターになることを意味するのであれば、「二・三年という短期間でそれに移行させることに賛成できない」。また、「連合体移行がナショナルセンター化を意味するならば、全的統一の具体的展望とセットで討議が行なわれるべきだ」。

(3)国際自由労連加盟 「国際組織との関係は、国内の労働戦線統一を優先させて考えるべきであり、慎重な取り扱いをすべき問題」。しかも、総評の基本的路線が「積極中立」にあり、総評以外の組合全部が国際自由労連指向でないのだから、「全民労協として一括国際自由労連加盟を決定することは、全民労協加盟の門戸を狭めるものであり、賛成できない」。

(4)地方組織 「ブロック単位の地域連絡会を強化することは労働団体の地方組織との間に混乱、摩擦を起こすおそれがあるので、その強化については中央・地方における労働団体の合意のうえですすめるよう求める」。

(5)加盟方式 「単産加盟の原則を大事にする」と、全民労協が「六百万」組織の方途とする単組加盟を否定。

以上の総評の全民労協「対応策」は十分なものではない。だが、これまでの全民労協へのスリ寄り傾向とはちがった対応を示唆するものだった。だが、その見解は、右派組合の

理由にならぬ理由によって幻となった。

「反行革」に前進面

「六百万総評」を真に実りあるものとするためには、総評の主体性が生き生きと打ち出されねばならぬ。反「行革」のたたかい、反戦・平和のたたかい、八五春闘、労戦再編への具体策がそのポイントとなる。拡評議案はどうたたかうことを示したか。

反「行革」の具体策からみる。第一に大会「決議」の具体策として、「決議」提出の三単産を中心に「反行革共同行動推進委員会」が設置されたことだ。その性格と目的はこう謳われている。

「(1)地域を主軸にした運動の展開をめざす。(2)各組合(課題別共闘も含む)の政策要求などを中心として、統一要求、統一行動をつくり上げる。(3)既存の課題別共闘、各種公的分野にかかわるカンパニア組織も含め、協力関係を強める共同行動の実現をはかる。(4)各地域においても中央に即した運動体制を擁立する。」

また、「運動の基本方向」については、第二臨調路線に「政策要求などを対置しつつ闘いを進めてき」たが、「十分な成果を上げるにいたっていない」との認識のもと――

「政府を進める第二臨調行革は、教育臨調や勤労・国民の生活にとって直接的な影響をあたえる地方自治体の行革や国鉄の地方ローカル線の撤去、分割・民営化の具体化など、第二段階をむかえた。同時にこれまでの健保改悪をはじめとする行革が反国民的であることが多くの勤労・国民に明らかにされつつある時、新ためて生活の場としての地域を意識した闘いを取り組むことは、反行革・国民生活擁護・改善の闘いと、地県評、地区労をも含む総評全体の運動の再点検と強化にとっても意義あるものである。／＼そして、そのことをやりぬくことが八〇年代後半の戦略的課題である『民主的多数派』を形成する路線でもある」

と位置づけ、シンポジウム、集会などで、行革の反国民性を暴露する宣伝活動を強化するとしている。

第二は、教育臨調についても「臨教審反対、みんなで教育改革を」を基本姿勢に、「二万カ所対話集会」をはかるとする。

「地域の生活の場から労働者、農漁民、商店主などすべての勤労国民と連帯して、教師・子どもによる地域の教育土壌の活性化をはかるため、今年一年間を展望して全国二万カ所、でき得れば全中学校区(公立二万五〇〇校、公立の小学校は二万五〇四五校)で対話集会を実施する」

第三は、「人勧完全実施は、政策転換の基本的柱」と人勧完全実施のたたかいが強調されていることだ。

六〇〇万総評は課題残す

ついで反戦・平和に移る。大会は「一〇〇〇万人大行動」を決定したが、その具体策として「反核一〇〇〇人集会」(仮称)を設けるとする。

春闘、労戦についてはこれまでと変わった点はみられない。ただ注目された労戦につい

ては、前に述べた「対応策」のうち、基本構想の部分が提示されたにとどまった。

「基本構想」については、それを大筋において理解するとともに、補強見解として五項目補強見解を堅持するというのが総評のこれまでとってきた方針である。そして五項目補強見解の取扱いについては、それを全労協の活動の中で生かすこと及び全労協の中で討議をおこなうの二点が団体間協議及び全労協で確認されている。この経過をふまえ、八月一日全労協三役会議へ、五項目補強見解の提起をおこなった。以上の総評方針と経過をふまえ、以下の方針で対処することとする。

(1) 五項目補強見解については、それを提起して以降、団体間での協議による一定の整理、全労協三役会議での討議も行なわれており、それらの経過及びその後の状況の変化をふまえて総評として整理を行う。(2) それにもとづいて、全労協で合意を得られるものについては、①全労協の活動の中に生かすよう引き続き努力するとともに、②連合会組織への移行が具体化する時には「基本構想」に代る基本的な方針が作成されることになる想定されるが、その際にとりいれるよう求めることとする。(3) ただちに合意が得られないものについては引き続き合意をうるよう努力することとする。」

地域と職場の結合で「反行革」へ

以上のように、反「行革」、反戦・平和の項は、かつてない方針案になっている。これはよいことである。だが、労戦、春闘の方針が従来そのままであることは、総評がまだ「自壊の道」を歩むことを示すものである。

だが、いまわれわれに問われていることは、総評再生である。総評再生は方針を批判し、幹部のだらしなさを非難するだけではかちとれぬ。われわれ自身が職場、地域から大衆運動をつくりあげ、だらしないう幹部に自信を植えつけることである。そのためには、反「行革」、そして反戦・平和のたたかいを積極果敢に組織することである。職場のたたかいは地域との共闘を求め、地域のたたかいは職場との結合があつて前進することを、運動は生きものとして教えるからだ。

さらに社会党の動向とも関連する政治についての新たな動きを方針から示しておく。

(3) 労働者政治大学の開催

社会党結成四〇年前に前にしての①一〇万党員達成、②三〇万「強める会」会員獲得、③一千万支持者名簿確立の三目標に総評を中心とする労組はどう対処すべきか。八〇年代後半に保革伯仲から社会党中心の連合政権樹立の展望をいかに切り拓くか、そのための労組のなすべきことは何か。ヨーロッパ等、革新政権の国での労組はどのような役割をしてきたか、首都圏の長期低落をいかに克服するか、若年層の政治離れをどう対処するかなどについて自由大胆に労組の幹部・活動家が討論し、労組の政治活動活性化をはかるために労働者政治大学を開催する。「地域運動を強めるための第七回全国集会」の討議もふまえ、一月一三～一五日の日程で労働者政治大学を開催する。講師は従来のかにこだわらず広汎な各層に依頼する。また、社会党、総評合同の「選挙制度ヨーロッパ調査団」の報告もおこなう。」

◇資料と解説◇

連合体移行に「組織機構検討委員会」を設置

論議は一服

労戦再編論議が小康状態に入っている。単産大会、全民労協活動方針（十一月一日第三回総会）がそれを示す。

要因はいくつかある。第一、総評指導部の交代。第二、全民労協路線の「定着」。第三、「行革」による公労協公務員組合の動搖の拡大。だが、そのうちで最大の要因は、独占が全民労協のこれ以上の拡大の必要を感じていないことであろう。つまり、事態は、彼らが予想した以上に進んでしまったことだ。そこに、ダラ幹たちの主導権争いがある。

目標の半ばは達成

労戦再編の本質は明らかだ。改憲、軍備増強に賛成の同盟・JCを日本労働運動の中心にすえることだ。労戦再編論議が始まる少し前、独占たちは関経連の日向老人を先頭に、海外派兵、徴兵制、武器輸出、武器生産のキャンペーンをくり上げた。

労戦再編論議の開始とともに、そのキャンペーンはびたりとやんだ。鉄、造船、そして同盟が改憲、軍備強化を公然と路線に掲げた。そして、全民労協では彼らが運動の主導権をとっている。このようにみれば、独占の目的は半ば達せられたことがわかる。

全民労協―三つの特徴

全民労協第三回総会の活動方針、とりわけ「運動の基調と重点課題」はこのうえに構想されている。特徴は三つある。

第一。「一日も早い労働戦線の統一の実現」が強調されていることだ。しかし、その具論については、「基本構想」をさらに認識して、自らのものとして労戦統一の道すじを示す」とのみ記されていることである。

第二。連合体移行について、「連合組織構想検討委員会」（一〇名程度）の設置を提起していることだ。これも、「明年の第四回総会をめざし、一定の方向を明らかにできるよう努力する」というもの。

第三。国際自由労連加盟問題について、産別組織単位での加盟の促進がいられていることだ。

一九八七年がハラのうち

従来より進んだ点は「連合組織構想検討委員会」を設置し、これにより、第二段階（連合体移行）への「条件整備と環境づくりを向う一年間取り組む」としていることだ。全民労協のネライは一九八七年にあることは周知の事実だ。この年、国際自由労連世界大会が開かれるからだ。

以下、資料として全民労協第三回活動方針より、運動の基調と課題を示しておく。

資料 全民労協第三回総会活動方針

一、運動の基調と重点課題

(1)基本構想について わが国の労働運動は、大いなる希望と期待をこめ、新しい時代の幕開けとして全民労協を結成した。あれから間もなく三年目を迎えようとしている。

この間、全民労協は労働戦線の統一をめざし結成総会で確認し合った「全民労協の活動は、『基本構想』にもとづいてすすめる。」と同時に、この基本構想に対して補強的意見をもっている組合もあるので、これらの意見については、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく」にもとづいて取り組んできた結果、加盟組織相互の理解と信頼が深まってきた。

しかしながら、活動をすすめる上で、既存ナショナルセンターとの関係、ゆるやかな協議体といった組織の性格などから、当然のこととして、活動の分野で自ら限界のあったことはいままでもない。このような中で、このままでは、下手をすると現状の労働四団体から労働五団体へと労働界がますます複雑になるのではないかと、とか、全民労協は政策・制度の運動を中心に、いや賃金闘争こそ重点に、など多くの心配や注文が寄せられている。

一方、労働運動の現状を憂え、それぞれの立場から、運動の活性化とか、構築論が叫ばれているが、究極のところ労働運動の基盤を強化し、一日も早い労働戦線の統一を実現することにつぎる。

そのためには、全民労協運動の基本である「基本構想」に対する認識をさらに深め、すべての加盟組織がこの「基本構想」を自らのものとして、労働戦線統一への道すじを示すことである。

従って、まず「基本構想」に対する補強的意見について、総会後の早い時期に検討し、整理する。

(2)連合組織について 以上の「基本構想」に対する補強的意見の整理とあわせ、「基本構想」による全民労協の強化発展のため、第二段階としての「連合組織体への移行」についても、その内容と方向を明らかにしていく必要がある。

昨年の総会でも「……労働戦線の統一が、一九八〇年代の最大の課題であるとの共通認識にたち、現状の協議会組織の体制から、さらに前進をはかるため、労働界全体の統一の展望とあわせ、『基本構想』をはじめとする、条件整備や環境づくりを精力的にすすめる。このために、既存の各ナショナルセンターとの連携、調整をはかる」ことを確認し合ったものの、当面の諸課題に追われ、詰めた議論が不十分であったことを反省している。

従って、本年度は、全民労協として、明年の第四回総会をめざし、一定の方向が明らかにできるよう努力する。そのため、三役会議の諮問機関として「連合組織構想検討委員会」（一〇名程度のメンバー）を設ける。

この構想をまとめるに当たっては、いうまでもなく各ナショナルセンターと十分に意見調整をはかっていくことにする。なお、この「連合組織構想検討委員会」に諮問する主な検討課題として、次の事項があげられる。

④連合組織の構想について

ア、基本構想にもとづく綱領、憲章（基本構想）イ、規約（運営要綱）ウ、運動方針（活動方針三項目）エ、財政（年会費三〇円）、以上の項目とあわせ、国際自由労連、シンクタンク、事務局（専従者）体制、地方組織など。田（ ）内は現行を示す。

② 連合組織と既存の各ナショナルセンターとの関係

③ 労働界全体の統一への展望

④ 連合組織への移行の時期

以上のことを総じていえば、第二段階への条件整備と環境づくりを、向う一カ年間かけ、精力的に取り組むということである。

(3) 国際自由労連について 全民労協にとって、国際自由労連との関係が、当面の重要な課題となっており、その態度をさらに明らかにするよう迫られている。

いうまでもなく、国際労働運動でわが国労働運動が果さなければならぬ役割と責任は、加速的に重さを増しており、これまでの単に「国際労働運動の面で環境条件を同じくする国際自由労連との連携強化が必要である」というだけでは済まされないとところまできているものと判断される。

わが国の労働運動が、国際労働運動での信頼を確立するために、「連携強化」の最善の方法としては、国際自由労連に加盟することであるといえる。

全労協は、今や、国内だけでなく、国外からも、その動向が注目されているなかで、国際自由労連・第一三回世界大会、第一三回アジア地域会議に代表団（オブザーバー）を派遣してきた。一方、国際自由労連の会長、書記長から、それぞれ直接に、国際自由労連加盟の要請を受けている。

このような状況のなかで、加盟組織によっては、国際自由労連加盟が真剣に討議されており、全労協としての積極的な対応が求められている。

全労協としての国際自由労連加盟については、連合組織を構想するなかで検討を深めることにし、当面は、産業別組織単位での加盟を促進する。

全労協は以上の観点から、国際自由労連との連携強化をはかりながら、国際自由労連加盟への理解を深めるための活動を展開していく。

(4) 三つの活動課題について これまでに、労働戦線の統一を推進するための基調となる「基本構想」「連合組織」「国際自由労連」について、その方針を明らかにしてきたが、いずれの課題も、組織相互の理解と信頼を深めることによってこそ実を結ぶことになるであろう。これを支えるものは、結成総会から今日まで取り組んできた「力と政策」を背景とする①政策・制度課題の改善 ②労働諸条件の維持・向上 ③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化、その三つの課題を着実に実践することにある。しかしながら、どの課題をとってみても容易なものではない。

従って、全労協は労働界全体の歩調を揃えるように心がけ、労働四団体をはじめ産別共闘組織と連携調整をはかりながら対応していくこととし、組織内にあつては、加盟組織の理解と納得が得られる運営に努め、また、加盟組織は、自らの組織を強め、名実とも に共同の責任（連帯）で取り組んでいくことが、今、もっとも必要とされている。

（以下略）

「解放の神学」と中南米

新たな「異端審問」

暗黒の中世、法王庁による「異端審問」「魔女狩り」がヨーロッパを覆った。有為の士が次々と焚刑に付された。ガリレオ・ガリレイ事件はもつとも有名だ。法王庁は自然科学の認識と進歩に反対、社会の進歩に棹をさした。

「真理は必ず勝つ」。そのたとえが現実のものとなるには数世紀を要した。近代資本主義の発展による技術の自然科学への適用が、法王庁の非を明らかにした。「異端審問」「魔女狩り」は姿を消したかにみえた。

だが、近代資本主義の発展と労働者階級の力の増大は、独占資本家階級とその政府党を、新たな「異端審問」「魔女狩り」へと駆りたてた。科学的社会主義者、進歩的・民主的で搾取にあえぐ民衆とともにたたかう人びとが、「魔女狩り」の対象とされた。旧くはヒトラーの国会放火事件、アメリカの「マッカーシー施風」、日本では「レッド・パージ」がそうである。昨年の「KAL機撃墜事件」、「ラングーン事件」、「アキノ氏暗殺事件」等も目的は同じである。

その背後で「共産主義の脅威」を宗教の名で喧伝するのがローマ法王庁だ。ポーランド生まれのヨハネ・パウロⅡ世が法王になっていらい、その傾向はきわめて強い。パウロⅡのゆくところはつねに階級闘争の戦場だ。ポーランド、中米、「韓」国、フィリピン、スペイン。今度は「解放の神学」を掲げる中南米の神父たちの「査問」を開始した。まだガリレオ・ガリレイの事件ほどの規模には達していない。だがその本質は類似している。法王庁は社会の認識と進歩に反対していることである。

「解放の神学」―五つの特徴

「解放の神学」は、一九六八年、コロンビアのメデリンで開かれた第二回中南米司教会議で採択された。その考え方は、「抑圧された大衆を解放するためには社会構造の変革が必要であり、教会は祈るだけではなく、現実的な行動を通じていたげられた人々を救済すべきだ」というもの。この「解放の神学」は次の特徴をもっている。

第一は、階級闘争がわきたち人民蜂起のすがたをとる国ぐにで根強い影響力をもっていることである。ブラジル、チリ、ペルー、エルサルバドル等の中南米諸国。それにフィリピン、「韓」国だ。とりわけ重要なことは、中南米諸国では「解放の神学」がカトリック教会の多数派となっていることだ。たとえばブラジルでは総計四〇〇万人の信者を擁する七万の教区がこれを学んでいるといわれる。

第二は、貧困の原因を社会との関連でとらえていることである。ブラジルのアロイジオ・ロルシェイデル枢機卿は、昨年、ローマの司教会議で「不公正な社会にぶつかって、キリスト者は沈黙しているわけにはいかない」と述べた。さらにアベラル・ブランドオ・ブラジル首座大司教はこうつけくわえた。

「過去に教会はもっぱら魂の解放のみを取り扱ってきた。しかし今では解放は人間の存在全体に、その健康、教育、生命の尊厳にかかわるものであることが自覚されている」

第三は、社会分析の手法にマルクス主義を用いていることである。「解放の神学」の理

論家で三三冊の著書をもつブラジル人神父レオナルド・ポフはこう述べる。

「われわれに関心があるのは、なぜ多くの貧しい人びとがいるのか、なぜ貧困状態を生み出す仕組みが存在するのかを理解することである。マルクスはわれわれが資本と搾取過程の論理を理解する助けとなった」

「資本主義にたいする貧者の革命闘争のみがラテンアメリカ大陸を苦しめている不正を終わらせることができる」

第四は、「解放の神学」を「マルクス主義の分析をもってキリスト教を革命事業につかう」「解放の名で人民を隷属状態におく」「悪の根源をすべて経済、社会、政治構造のせいにするのはマルクス主義的逸脱」と批判する法王庁に、「解放の神学」は真向からたかみを挑んでいることだ。ポフの主張はこうである。

「（解放の神学を批判することは）反マルクス主義の名で迫害し、拷問し、殺害している側の人を客観的に強めることになる」

「（教会は）社会変革に反対する者たちの手の中にある。解放の神学への攻撃は貧者たちをますます苦しめて、教会の権威を落とし、神の名を冒とくするものだ」

第五は、「革命」的、実践的性格を色濃くもっていることである。エルサルバドルの神父アルフォンソはこう説教して極右に殺害された。

「イエス・キリストも、また、われわれの自由のために死なれたのです。神とは自由の神でもあります。そして、キリストは、われわれに、この自由のためにたたかうことも期待されているのです」

エルサルバドルの大司教（オスカル・アルヌルフォ・ロメロ）は一九八〇年三月、同じく極右のテロに倒れたが、死の一ヶ月前、メキシコの新聞エクセシオルとのインタビューでこう語っていた。

「もし彼ら（エルサルバドルにおける極右のテロ組織の「死の部隊」や ORDEN）が私を殺すならば、私はエルサルバドルの人びとのなかにふたたび生き返るでしょう。聖職者として、私は神のおきてにより、私の命を、私が愛する人びと、私を暗殺すると脅しているエルサルバドル人をふくめて、すべてのエルサルバドルの人びとのために捧げる義務があります。

私は死ぬでしょう。だが、神の教会、それは人びとのことなのですが、それはけっして滅びることはないでしょう」

ブラジルのポフ神父はこう述べる。

「現代世界でいかにクリスチャンでありえるのか。解放に身を投じてこそ、それは可能だ」

ニカラグアでは神父が大臣に

ローマ法王庁と「解放の神学」の対立が鮮明化され、世界のジャーナリズムの注目するところとなったのは、現在の世界の階級闘争の主戦場ニカラグアでの出来事からであった。右のような「革命」性をもつ「解放の神学」は、ニカラグア革命に積極的に関与。ニカラグアでも外務大臣、文化大臣、教育大臣、米州機構大臣を聖職者がになつてゐる。この四人の神父たちは、ニカラグアで反革命運動に従事する外国人神父の追放を支持。これにハラをたてた法王庁が四人の神父に大臣を辞職することをせまった。彼らはこれを拒否。この二ヶ月前、ポフやその他の「解放の神学」の支持者たちは、自分たちの立場を擁護す

る大胆なメッセージをバチカンに送っていた。

九月のはじめ、法王庁は「解放の神学の若干の側面」と題する文書でこれに答えた。「マルクス主義の分析をもってキリスト教を革命の事業に使う『解放の神学』はキリスト教からの逸脱」という内容。こうして、ポフ神父らの査問にふみ切った。

この査問は九月七日におこなわれ、その結論は今年中に出される。だが、この査問について中南米の教会は、「われわれは貧者の解放に向け進歩的路線をとりつづける」（ブラジル教会）、「教会は正義と人権を守るたたかいを続けなければならない」（エルサルバドル・ダマス大司教）と反論。「解放の神学」の路線をとり続けることを確認している。

政治のあり方が問われている

「解放の神学」でもっとも関心をひくのは、法王庁と「解放の神学」の教義問題ではない。宗教者が抑圧者の側に立つか、それとも被抑圧者の側に立つかという政治的立場の選択であることだ。宗教者は「平和」の時代には必ず抑圧者の側に立ってきた。だが、「戦争」の時代には彼らの意識も変わる。日本でいえば、あの明治維新が、本来支配階級の側にたつ下級武士が、旧秩序を倒壊させる原動力だった。大久保、西郷、木戸、松陰、玄瑞等々、みんなそうだ。明治維新は人民革命の形態をとらず、中途半端なブルジョア革命となった。

だが、中米諸国はちがう。人民革命の形態をおびている。われわれが「解放の神学」を考

語

録

「いろいろな要素が重なり合って市場心理がドル高に向かっている。明確な材料がないまま、ドルが強くなりヨーロッパ通貨が弱くなっている。円もヨーロッパ通貨にたつられて安くなっているだけに、極めてよくない状態だ」（前川・日銀総裁、一〇月一八日、円が二五〇円を割ったことを「憂慮すべき事態」と発言）

「対話の開始を軍事解決や米援助拡大のための時間かせぎに利用し、会談の目的をねじ曲げようとする試みを警戒しなければならぬ」（フェルマン・シエンフエゴスFMLN司令官、一〇月一六日、エルサルバドル政治会談について）

「エルサルバドルでの平和と正義を求めて四年間、ついに故国の地を踏んだことは私にとってきわめて感動的な瞬間だ。私たちは幸福ではないし、多くの危険を伴ってはいるが、平和は危険を冒す価値のあるものだ」（ウンゴ・FDR議長、一〇月一四日、亡命先から帰国直後の記者会見で）

「（「日本における社会主義への道」について）この際、明確に破棄し、現実主義に立脚した新たな綱領を制定すべきだ」（山岸・全電通委員長、一〇月一七日、全電通中央委員で）

「極論すれば『ニュー社会党』の旗を掲げて歩んできたというよりは、走り抜けてきたといつてよい。執行部の一年は、まさに独り相撲だったということすらいえる」（石橋・社会党委員長、一〇月一七日、社会党中央委員で）

「（その一二月二八日で期限がきれる創共協定について）これほど相手側から不誠実に扱われたものはなく、すでに死文化された。死文化した以上、葬るのが歴史への誠実な態度だ」（宮本・共産党委員長、一〇月一六日、共産党中央委員で）